

中学校一種「英語」・高等学校一種「英語」

〔教科及び教科の指導法に関する科目〕

法令上の規定		本学における開講科目・単位			
法令上の領域		授業科目	単位	開講 セメスター	修得すべき 単位数
教科に関する 専門的 事項	英語学	○ 英語学概論	2	2	○印の 科目を 全て含み 36単位 以上
		○ 英語音声学	2	3	
		○ 社会言語学	2	5	
		○ コミュニケーションのための英文法	2	2	
		○ 心理言語学	2	4	
	英語文学	○ 英語文学概論	2	5	
		○ 現代英語文学	2	6	
	英語 コミュニケーション	○ Integrated English 201 (言語科目)	1	4	
		○ Integrated English 301 (言語科目)	1	5	
		○ 英語コミュニケーション論	2	3	
○ 英語表現A		2	3		
○ 英語表現B		2	3		
○ 英語パフォーマンス		2	4		
○ 通訳入門		2	6		
○ 英語とメディア		2	5		
○ 翻訳入門		2	6		
○ オーラルスキル演習(応用) (言語科目)		1	1・2		
異文化理解	○ 上級リーディング(言語科目)	1	2・3		
	○ 国際理解とコミュニケーション	4	2		
	○ 異文化理解演習	2	2		
	○ 地域研究A(ヨーロッパ) ※	2	2		
	○ 地域研究B(オセアニア・太平洋諸国) ※	2	2		
	○ 地域研究D(北米) ※	2	2		
教科の指導法 (情報通信技術 の活用を含む。)	○ 国際理解と文化	4	3		
	○ 英語科教育法Ⅰ	2	2		
	○ 英語科教育法Ⅱ	2	4		
	○ 英語科教育法Ⅲ	2	5		
	○ 英語科教育法Ⅳ	2	6		

※学部教養科目

(注)

1. 表中の「教科に関する専門的事項」の修得については、国際理解学科、国際観光学科の教職課程登録者ともに、各区分卒業要件単位数の上限内および「自由認定枠」(14単位)については卒業要件単位としてカウントされますが、それらの上限を超えた単位については、卒業要件単位にはカウントされません。したがって、教職課程登録者が免許状を取得するためには、卒業要件単位数を超えた単位の修得が必要となります。
2. 「各教科の指導法」は卒業要件単位に算定されません。
3. 「異文化理解演習」は短期留学参加者のみが履修できる科目です。